

台風シーズン到来 ～自分でできる備えをしましょう!!～

日本には、毎年たくさんの台風が接近あるいは上陸し、被害をもたらしています。
台風の接近が予想される際は、台風情報に十分注意し、事前に備えることが重要です。

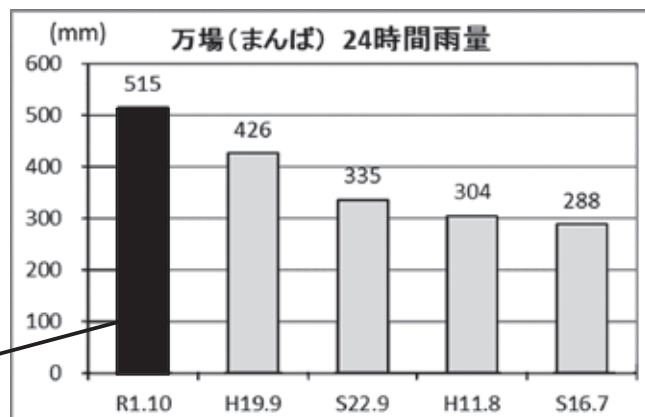
過去のデータから見る台風

【令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）の場合】

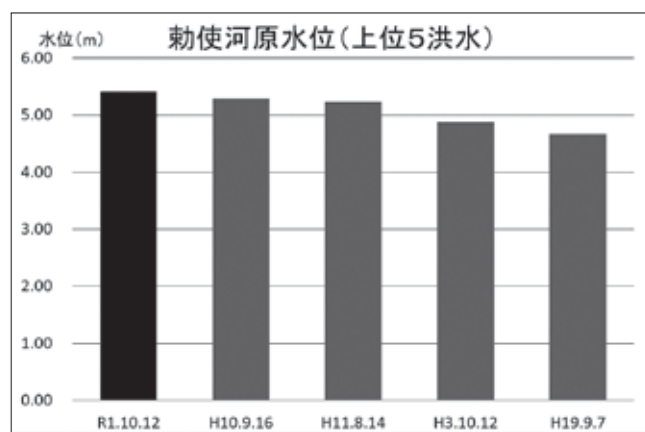
○雨量・水位・流量統計概況



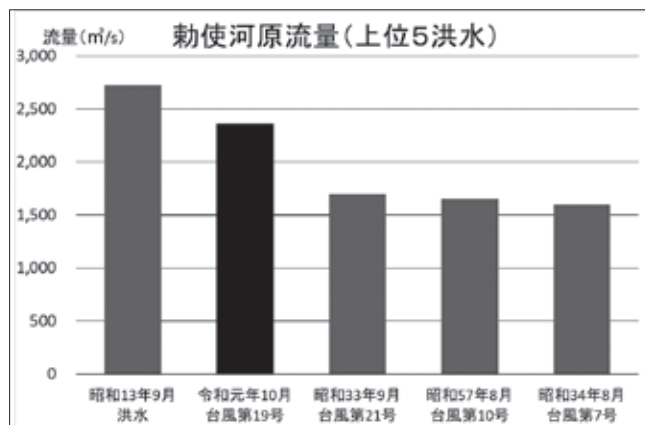
降水量（雨量）（上位5洪水）



水位（上位5洪水）



流量（上位5洪水）



※記載データは速報値であり、今後変わることがあります。

詳細は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所ホームページをご覧ください。

「令和元年10月台風第19号による烏・神流川流域の出水状況」
URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaka/takasaki00761.html>

防災情報メールを登録しましょう

防災行政無線の放送のうち、緊急を要する情報等をメールでお知らせします。

【登録方法】

- ①QRコードを読み取り、指定のメールアドレスに空メールを送信します。
※読み取れない場合は、p-bousaikamisato@m.bmb.jp へ空メールを送信。
- ②登録確認メールが届いたら、登録完了です。
※登録確認メールが届かない場合は、ドメイン指定受信設定を確認してください。



避難所等における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症がまん延している状況のなか、台風による大雨などの災害に備え、避難所等が開設される場合、感染症に対する対策が重要となります。

町では、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策として、入所時の検温や手指消毒の実施のための準備をしていますが、避難者が増加すると、施設内が過密状態になり、感染のリスクが高まります。

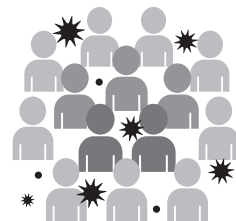
町民の皆さまにおかれましても、下記の注意事項を参考に、**自助※1**の取り組みとして、ご自身でできる感染予防・感染拡大防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、自宅等で安全を確保することができる方は、必ずしも避難所に避難する必要はありません。

在宅避難（垂直避難※2）や親族・友人宅への優先的な避難について、検討していただくとご協力をお願いします。

※1 自分の身の安全は自分で守ること。

※2 台風などによる水害の場合において、建物の2階以上に避難すること。



【避難を検討する際の注意事項】

◆必要なものの準備

町の「防災ガイド・ハザードマップ（P20）」を参考に、必要なものを日ごろから準備・点検しておいてください。町で用意できる備蓄品には限りがあることから、マスクや消毒液、ウェットティッシュなど衛生用品についても、持参していただくようお願いいたします。

◆避難所等へ避難する場合

避難所では、マスクの着用や手洗い、咳エチケットなど衛生対策の徹底をお願いします。

そのほか、発熱や咳などの症状がある場合は、専用のスペースを確保し、できる限り個室や専用のトイレを確保するよう努めますので、すぐに避難所の管理者に報告し、指示を受けていただきますようお願いいたします。

《参考》厚生労働省 災害時における避難所での感染症対策

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

☑「防災ガイド・ハザードマップ」を確認するなど、平時から災害への対応について、考えておきましょう！

《参考》内閣府「防災情報のページ」 避難行動判定フロー

URL : <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

問合せ…くらし安全課防災安全係 【☎35-1226】

■防災行政無線デジタル化整備工事に伴う広報塔の更新について

当町の防災行政無線は、平成元年に整備されましたが、施設の老朽化と総務省が推奨するデジタル化を踏まえ、高音質で音達範囲が広い高性能スピーカーでの再整備を実施しております。

高性能スピーカーを設置した際の音達範囲等の調査を行い、広報塔を36か所に集約いたします。

順次工事をを行い、令和2年度中に町内全域で広報塔の更新が完了する予定ですので、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ…くらし安全課防災安全係 【☎35-1226】



現在：
レフレックススピーカー



新設：
縦型スリムスピーカー

保険料・税金の年金からの天引き（特別徴収制度）について

介護保険料・国民健康保険税・住民税・後期高齢者医療保険料を年金から天引きする場合、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

■介護保険料

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

■国民健康保険税（※2）

65歳以上75歳未満の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

■住民税（※2）

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

■後期高齢者医療保険料（※2）

75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

（※1）老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します。また、老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません。

（※2）介護保険料が天引きされていることが前提条件となります。

問合せ

年金に関すること…ねんきんダイヤル【☎0570-05-1165】

050から始まる電話は【☎03-6700-1165】

介護保険料に関すること…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】

国民健康保険税・住民税に関すること…税務課住民税係【☎35-1220】

後期高齢者医療保険料に関すること…健康保険課医療年金係【☎35-1222】



～上里町国民健康保険、埼玉県後期高齢者医療制度ご加入の方へ～

6月の集団健康診査を中止いたします

新型コロナウイルス感染症のため、ワープ上里で実施している6月の集団健康診査を中止いたします。8・10月の健康診査につきましては実施の予定となります。40歳以上の上里町国民健康保険加入者、および埼玉県後期高齢者医療制度加入者の方には後日お申込みはがきを送付いたします。

■健康診査日程

≪8月≫3日(月)、4日(火)、5日(水)、6日(木)、7日(金)

≪10月≫5日(月)、6日(火)、7日(水)、8日(木)、9日(金)、10日(土)

■受付時間…午後1時～2時

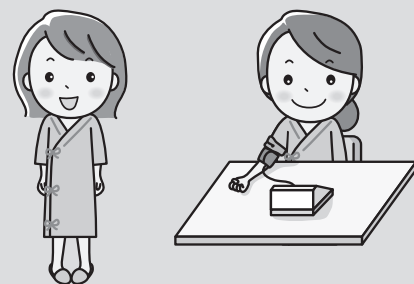
■会場…ワープ上里（上里総合文化センター）

■料金…無料

■健康診査検査内容

問診、理学的検査（身体診察）、身長・体重・腹囲の測定、BMI（肥満度）の判定、血圧測定、尿検査、血液検査（肝機能・血中脂質・血糖・貧血・腎機能）、心電図検査、眼底検査

※今後の感染状況等により中止となる場合があります、ご了承ください。



申込・問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

『上里町高齢者等配食見守りサービス』を**拡大**します!

上里町高齢者等配食見守りサービスは、在宅生活を送る高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事の提供および日常の安否確認を行い、高齢者が地域で自立した生活を送れるように支援することを目的としています。

■対象者

自分で食事の支度することが困難な方で、同居の親族等から食事の提供を受けられないひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方。

新たに、**認知症高齢者および認知症が疑われる方で、見守りが必要であるにもかかわらず日中の安否確認手段がない高齢者**が追加になりました。

■利用日

週5日の利用から**週6日**まで利用可能になりました。

■利用料金

1食700円（介護保険料の所得段階に応じて町が補助します。）

利用申請にあたり、ご本人・ご家族の状況をお伺いします。詳細はお問い合わせください。

問合せ…高齢者いきいき課地域包括支援係 **【☎35-1243】**

安心して地域で
暮らし続けるために

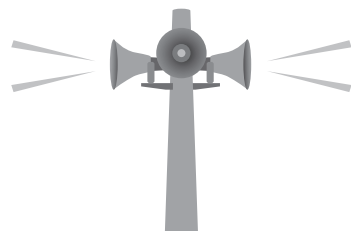
■防災行政無線による Jアラートの訓練放送について

日時…**6月17日(水)**、午前10時ごろ

Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を行います。

町内の防災行政無線から訓練放送が流れますが、実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

問合せ…くらし安全課防災安全係 **【☎35-1226】**



■農業者年金受給権者 『現況届』の提出を忘れずに!

農業者年金を受けている方は、6月中に『現況届』の提出が必要です。『現況届』の用紙は緑の封筒で5月下旬に届きます。6月30日(火)までに農業委員会事務局まで提出してください。

問合せ…農業委員会事務局（産業振興課農地係）
【☎35-1235】

■プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚を 迎えられるご夫婦の方へ

町では、婚姻70年（プラチナ婚）・婚姻60年（ダイヤモンド婚）・婚姻50年（金婚）を迎えられたご夫婦を対象に、プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚式を開催します。対象となる方は、高齢者いきいき課高齢介護係へ6月30日(火)までにご連絡ください。

【対象者】左記の期間に婚姻届を提出されたご夫婦

○プラチナ婚………昭和25年1月1日～昭和25年12月31日まで

○ダイヤモンド婚…昭和35年1月1日～昭和35年12月31日まで

○金婚………昭和45年1月1日～昭和45年12月31日まで

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係 **【☎35-1243】**

